

お知らせ 7月1日(火)～令和8年3月末
豊中町図書館を臨時休館し、ゆめ図書館を開館します

▶問い合わせ 生涯学習課 ☎ 73-3135

★7月の開館カレンダー★

□休館日 ○ゆめ図書館開設日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

ゆめタウン三豊
パブリックスペース

▲イベント・おはなし
会情報はこちらから

開設時間
午前10時～午後6時

開設日
7月15日(火)から不定期

予約した図書の貸し出しや返却
の受け付けのほか、絵本やおす
め本のコーナーを設置します。

みとよめ図書館

空調機器の不調のため、豊中町図
書館を休館します。休館期間中は、
『みとよめ図書館』を開館します。

休館期間(予定)

7月1日(火)～令和8年3月末

※開館時期は、改め
て広報などでお知
らせします。

▲休館の詳細は
こちらから

お知らせ 11月21日(金)頃まで
たかせ天然温泉などの施設
を臨時休業しています

▶問い合わせ 産業政策課 ☎ 73-3012

休業期間(予定)
11月21日(金)頃まで

休業施設

- ・たかせ天然温泉
(ボデイケアこころたかせ店、
お食事処)
- ・産地直売所 心泉市たかせ
- ・RVパークたかせ天然温泉



▲詳しくは
こちらから

設備改修工事のため、たかせ
天然温泉などの施設が休業して
います。

募集 これから創業を考えている人へ
みとよ創業塾を開催します

▶申し込み・問い合わせ
産業政策課 ☎ 73-3012 / 市商工会 ☎ 72-3123

創業の知識やノウハウを学びた
い人へ向けて、みとよ創業塾の受
講生を募集します。

開催日時

8月23日(土)、24日(日)

午前8時～午後5時

開催場所 インパルみの

対象

- ・市内で創業を考えている人
- ・創業5年未満の人

申請方法

市商工会まで、
電話またはメール
で、必要事項(住
所・氏名・電話番号)
をご連絡ください。



▲講座の詳細は
こちらから

イベント 文書館夏期企画展
戦後80年 戦時下の学校 ～文書館に残る学校日誌を中心に～

▶問い合わせ 文書館 ☎ 63-1010



▲各校の学校日誌



▶勝間尋常小学校での
なぎなた
女生徒の長刀練習
昭和15(1940)年

- 主な展示資料
- ・戦時下の生活を撮影した古
い写真
 - ・戦時下の生活を伝えるチラ
シや歴史公文書
 - ・文書館で保存している学校
日誌

休館日

7月31日(木)、8月29日(金)

月曜日

午前9時～午後5時

7月12日(土)～
9月7日(日)

期間

戦後80年にあたり、文書館
に残る学校日誌を中心に戦時
下の子どもたちの暮らしを紹
介します。現在の学校生活と
の違いをご覧ください。

税金 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料
納税通知書を7月中に送付します

▶問い合わせ 税務課 ☎ 73-3006

国民健康保険税

世帯に加入者がいる場合、納税通知
書は世帯主宛てに送られます。

計算方法

医療分・後期高齢者支援分・介護分
ごとに計算した「所得割額」「均等割額」
「平等割額」を合算して、世帯ごとに算
出します。

なお、世帯の所得に応じて均等割と
平等割に、7・5・2割の軽減制度が
あります。未申告の人は、令和6年中
の所得申告をお願いします。
※国民健康保険に未加入の世帯主も、
申告が必要です。

介護保険料

介護保険料は、被保険者の所得や世帯
の市民税課税状況などに応じて、13段階
に分かれています。

基準額 年額72,000円
(令和6～8年度)

後期高齢者医療保険料

計算方法

年間の保険料額は、被保険者が等し
く負担する「均等割額」と、被保険者
の前年中の所得に応じて決まる「所得
割額」を合算して算出します。

各種保険料の納付方法

納付書または口座振替の人(普通徴収)

- ・特別徴収の対象とならない人
- ・市内に転入してきた人
- ・保険料の額が変更になった人
- ・年度途中で制度の対象年齢になった人
- ・介護保険料・65歳
- ・後期高齢者医療保険料・75歳

納め方

納付書または口座振替

※口座振替手続きは、「国民健康保険税」
「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」
のそれぞれで届け出が必要です。

※全期前納を希望する人は、全ての納付
書(8枚つづり)で納めてください。

※10月支給分の年金から天引きが開始さ
れる人は、第1～3期は、納付書また
は口座振替で納めてください。

※国民健康保険税のみ、コンビニやス
マートフォンアプリでの納付が可能で
す。

令和7年度納期限
(口座振替日)

区分	納期限
第1期	7月31日(木)
第2期	9月1日(月)
第3期	9月30日(火)
第4期	10月31日(金)
第5期	12月1日(月)
第6期	12月25日(木)
第7期	2月2日(月)
第8期	3月2日(月)

年金から天引きされる人(特別徴収)

対象年金が年額18万円以上の人で、国
民健康保険税と介護保険料の合計額、ま
たは後期高齢者医療保険料と介護保険料
の合算額が、対象年金受給額の1/2を
超えない人

納め方

年6回の年金支給月に天引き

《仮徴収》4月、6月、8月

※前年の所得が確定していないため、
暫定額を天引きします。

《本徴収》10月、12月、2月

※確定した額から仮徴収分を差し引
いた額を、3回に分けて天引きし
ます。

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

特別徴収を中止して、口座振替に変
更することができます。変更する場合
は、税務課で手続きをしてください。

国民健康保険税・介護保険料・
後期高齢者医療保険料の掛け金は、
所得税や住民税の社会保険料控除の
対象です。

